

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年6月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 フレスポ新発田  
所在地 新潟県新発田市富塚三丁目12番13号 外  
設置者 大和リース株式会社
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥 大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号  
（変更後）大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥 大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番1号
- 3 変更年月日  
令和8年5月11日
- 4 変更の理由  
所在地の変更による
- 5 届出年月日  
令和8年5月29日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
（なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
令和8年6月12日から令和8年10月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援係  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp